

福井市産業廃棄物等適正処理指導要綱

平成 31 年 4 月 1 日

福井市告示第 128 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 産業廃棄物の性状の把握（第 5 条）
- 第 3 章 市内での産業廃棄物の処分（第 6 条—第 11 条）
- 第 4 章 処理施設の設置等（第 12 条—第 28 条）
- 第 5 章 福井市廃棄物処理施設設置検討委員会（第 29 条—第 32 条）
- 第 6 章 雑則（第 33 条—第 37 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令の施行その他産業廃棄物等の適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
- (2) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。
- (3) 規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (5) 排出事業者 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者（法第 12 条第 5 項に規定する中間処理業者を含む。）をいう。
- (6) 排出事業場 事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業場をいう。
- (7) 県外産業廃棄物 県外の排出事業場から排出された産業廃棄物（法第 12 条第 5 項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。）をいう。
- (8) 県外産業廃棄物の搬入 県外産業廃棄物を市内において処分するため、自ら又は他人に委託して市内に運び入れることをいう。
- (9) 県外排出事業者 県外産業廃棄物の搬入を行う排出事業者をいう。
- (10) 処理業者 法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の許可を受けて、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行い、又は行おうとする者をいう。
- (11) 処分業者 法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けて、産業廃棄物の処分を業として行う者をいう。
- (12) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。
- (13) 処理施設 法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設、積替施設（事業者等が産業廃棄物の積替え又は保管を行う施設をいう。以下同じ。）その他産業廃棄物を処理する施設をいう。
- (14) 関係市町 処理施設の予定地が隣接する市町（当該処理施設の予定地が当該市町の境界

に隣接するものに限る。)をいう。

(15) 優良産業廃棄物処分業者 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、県その他関係機関と密接な連携を図り、事業者等に対し適切な指導、助言及び監督を行うものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、この要綱に定める事項を誠実に遵守し、産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 排出事業者は、産業廃棄物の排出の抑制及びその種類ごとの適正な分別を行うよう努め、産業廃棄物の再生利用を促進するとともに、その従業員に対し、産業廃棄物の適正な処理に関する教育を行うよう努めなければならない。

3 処理業者は、産業廃棄物の適正な処理に関する知識の修得及び技術の向上に努めなければならない。

4 処理業者は、処理施設の周辺地域における生活環境の保全に努めなければならない。

5 処理業者は、産業廃棄物の処理施設について、積極的に情報を開示することにより、当該地域の住民の理解の促進と信頼の確保に努めなければならない。

6 事業者等は、産業廃棄物の処理に当たっては、法第5条の5第1項の規定により福井県知事が定める廃棄物処理計画に適合するよう努めなければならない。

第2章 産業廃棄物の性状の把握

(産業廃棄物の性状の把握)

第5条 次の各号に掲げる産業廃棄物のいずれかを排出する排出事業者は、当該産業廃棄物の性状について常に分析及び把握に努めなければならない。

(1) 燃え殻

(2) 汚泥

(3) 廃油

(4) 廃酸

(5) 廃アルカリ

(6) 鉱さい

(7) ばいじん（政令第2条第12号に掲げるばいじんをいう。）

(8) 政令第2条第13号に掲げるもの

第3章 市内での産業廃棄物の処分

(産業廃棄物の県内における処分)

第6条 市内の排出事業者は、市内の排出事業場から排出する産業廃棄物を、可能な限り、県内において処分するよう努めなければならない。

(県外産業廃棄物の搬入の協議)

第7条 県外排出事業者は、新たに市内の処分業者に県外産業廃棄物の搬入をしようとするときは、あらかじめ、排出事業場ごとに、市長に協議しなければならない。ただし、搬入をしようとする県外産業廃棄物の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとの数量が市長が別に定める数量を超えない場合であって、搬入をしようとする処理施設（以下この章におい

て「搬入施設」という。)の設置者が優良産業廃棄物処分業者である場合は、この限りでない。

2 県外排出事業者は、前項本文の規定による協議をするときは、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物搬入協議書(様式第1号。以下「搬入協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 県外排出事業者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者(工場その他の事業場が置かれているときは、その長)の氏名

(2) 排出事業場の名称及び所在地

(3) 搬入をしようとする県外産業廃棄物の種類及び数量

(4) 搬入をしようとする理由

(5) 搬入施設の設置者の氏名又は名称及び当該搬入施設の所在地

(6) 搬入施設における県外産業廃棄物の処分方法

(7) 搬入施設までの搬入方法

(8) 運搬を他人に委託する場合にあっては、その受託者の氏名又は名称

3 搬入協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 排出事業場の業務の概要を記載した書類

(2) 搬入をしようとする県外産業廃棄物の排出工程を明らかにする図面

(3) 県外排出事業者が自ら搬入をする場合にあっては、搬入方法の概要を記載した書類

(4) 運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、その受託者との仮契約書(添付書類を含む。)の写し

(5) 搬入をしようとする県外産業廃棄物が第5条各号に掲げる産業廃棄物である場合にあっては、当該産業廃棄物の性状についての分析の結果に関する証明書(搬入協議書を提出した日前6月以内に性状の分析を実施したものに限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類及び図面

4 県外排出事業者は、搬入施設を追加又は変更しようとするときは、改めて市長に第1項に規定する協議をしなければならない。

(搬入協議書の審査)

第8条 市長は、搬入協議書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査し、必要があるときは、法第18条第1項の規定に基づく報告の徴収又は法第19条第1項の規定に基づく立入検査を行うものとする。

(1) 法第12条第1項又は第12条の2第1項に規定する基準に適合していること。

(2) 県外排出事業者が県外産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合にあっては、法第12条第5項又は第12条の2第5項の基準に適合していること。

(3) 搬入をしようとする県外産業廃棄物の種類、性状及び数量が、搬入施設の処理能力及び処理実績に照らして適当であること。

(4) 積替施設を経由する場合にあっては、当該積替施設において搬入に係る県外産業廃棄物以外の物が混入するおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないこと。

(通知)

第9条 市長は、前条の規定により審査を行った結果、支障がないと認めるときは、第7条第1項本文の規定による協議をした県外排出事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

2 県外排出事業者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、県外産業廃棄物の搬入

をしてはならない。

3 県外排出事業者は、県外産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、その受託者に対し、第1項の規定による通知の写しを交付しなければならない。

4 県外排出事業者は、県外産業廃棄物の搬入を中止したとき、又は搬入施設の追加又は変更について市長に協議し第1項の規定による通知を受け取ったときは、現行の通知を市長に返却しなければならない。

(搬入協議書の内容の変更)

第10条 県外排出事業者は、第7条第2項に掲げる事項を変更した場合(第7条第4項の規定により協議した場合を除く。)には、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、同条第2項第3号に掲げる事項を変更する場合であって、県外産業廃棄物の種類ごとに市長が別に定める数量以上の増加を伴わないときは、この限りでない。

(処分業者による報告)

第11条 市内の処分業者は、市長が別に定める事項について、別に定められた期日までに、市長に報告しなければならない。

第4章 処理施設の設置等

(周辺地域への配慮)

第12条 事業者等は、処理施設を設置しようとするときは、当該処理施設の周辺地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

2 事業者等は、処理施設を設置しようとするときは、その産業廃棄物の処理に関し、当該処理施設の周辺地域の住民の理解が得られるよう努めるとともに、紛争が発生したときは、責任を持ってその速やかな解決に努めなければならない。

(処理施設の立地基準等の遵守)

第13条 事業者等は、処理施設を設置し、又は当該処理施設の構造若しくは規模を変更しようとするときは、市長が別に定める立地の基準(以下「立地基準」という。)及び構造の基準(以下「構造基準」という。)を遵守しなければならない。

2 事業者等は、処理施設の維持管理に当たっては、市長が別に定める維持管理の基準(以下「維持管理基準」という。)を遵守しなければならない。

(設置計画書の提出)

第14条 事業者等は、政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設(以下「焼却施設等」という。)を設置しようとするときは、第19条第1項の規定による協議をする前に市長に協議し、次条第4項の規定による通知を受けなければならない。ただし、規則第11条の3各号に規定する場合及び事業場(処理施設を除く。)で発生した産業廃棄物のみを処理するために当該事業場内に焼却施設等を設置する場合は、この限りでない。

2 事業者等は、前項の規定による協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した焼却施設等設置計画書(様式第2号。以下「設置計画書」という。)を、市長に提出しなければならない。

(1) 事業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 焼却施設等の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類

(3) 焼却施設等の予定地の地番

(4) 焼却施設等の処理能力(政令第7条第14号に規定する最終処分場(以下「最終処分場」と

いう。)にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量をいう。
以下同じ。)

3 設置計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 焼却施設等の予定地の位置図及び地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の地図をいう。以下同じ。）の写し並びに当該予定地周辺の土地利用の現況図及び法令による規制区域を示す図面
- (2) 事業者等が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書
- (3) 事業者等が個人である場合にあっては、住民票の写し
- (4) 焼却施設等の予定地周辺における現況の生活環境について記載した書類
- (5) 最終処分場にあつては、その予定地周辺の上水道、簡易水道等の水源の状況を示した図面
- (6) 焼却施設等の予定地の使用に関して当該予定地の所有者と協議した内容を記載した書類
- (7) 焼却施設等の予定地周辺に居住する住民の代表者との間で生活環境保全に関する協定が締結されている場合にあっては、その協定書の写し

（設置計画書の審査）

第15条 市長は、設置計画書の提出があつたときは、関係市町の長及び処理施設の予定地をその区域に含む自治会（以下「設置区」という。）の代表者に設置計画書の写しを送付するものとする。

2 市長は、設置計画書の提出があつたときは、関係市町の長と合同で焼却施設等の予定地を調査するものとする。

3 市長は、設置計画書の提出があつたときは、立地基準に掲げる事項に関し、関係市町の長に対し意見の提出を求めるとともに、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

4 市長は、設置計画書の内容が立地基準に照らし支障がないと認める場合には、前条第1項の規定による協議をした事業者等及び関係市町の長に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、市長は、当該設置計画書の内容を周知することが適当であると認める地域（設置区を含む。以下「関係地域」という。）を設定し、併せて通知するものとする。

5 市長は、前項後段の規定により関係地域を設定したときは、当該関係地域の代表者に対し、前項前段に規定する書面により通知するものとする。この場合において、関係地域が処理施設の設置区以外であるときは、設置計画書の写しを併せて送付するものとする。

6 市長は、第4項後段の規定により関係市町の長が管轄する行政区域以外の地域を関係地域に設定したときは、当該地域が所属する市町の長に対し、設置計画書の写しを送付するものとする。この場合において、関係市町の長が管轄する行政区域以外の地域が所属する市町の長については、この章（第1項及び第2項の規定を除く。）の関係市町の長に関する規定を準用する。

7 市長は、第4項の規定による通知をする際に、事業者等に対し、設置計画書の内容について留意すべき事項を指示することができる。

8 市長は、設置計画書の内容が立地基準に照らし支障があると認めるときは、前条第1項の規定による協議をした事業者等に対し、その旨を書面により通知し、設置計画書の見直し又は修正を指示するものとする。

（設置計画書の内容の変更の届出）

第16条 事業者等は、第14条第2項第1号又は第4号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその変更の内容を、市長に届け出なければならない。

（説明会の開催及び意見書の提出）

第17条 事業者等は、第15条第4項の規定による通知を受けたときは、関係地域の区域内において、関係地域の住民及び関係市町の長に対し、設置計画書の内容に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、関係地域の区域内に説明会を開催するための適当な場所がないときは、当該関係地域の区域外において開催することができる。

2 事業者等は、説明会を開催するときは、あらかじめ、当該開催の日時及び場所を定め、市長及び関係市町の長に通知するとともに、関係地域の住民に周知しなければならない。

3 事業者等は、その責めに帰することのできない理由により説明会を開催することができない場合には、設置計画書の内容を、書類の配布その他適当な方法により、関係地域の住民に周知しなければならない。

4 関係地域の住民は、事業者等に対し、設置計画書の内容について、生活環境の保全上の見地から意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することができる。

5 関係市町の長は、事業者等に対し、第14条第2項に規定する設置計画書の内容について、意見書を提出することができる。

6 前2項に規定する意見書の提出は、説明会の開催の日（第3項の規定により説明会を開催しないときは、同項に規定する措置を執った日。第19条において同じ。）の翌日から起算して2週間を経過する日までになければならない。

（再生利用の促進に係る施設の設置等）

第18条 事業者等は、政令第7条第7号に掲げる破砕施設（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部の破砕を行う施設を除く。）又は同条第8号の2に掲げる破砕施設で廃棄物の再生利用の促進に寄与することが確実な施設として次に掲げる基準を全て満たすもの（以下「再生利用の促進に係る施設」という。）を設置しようとするときは、次条第1項の規定による協議をする前に市長に設置計画書を提出しなければならない。ただし、再生利用の促進に係る施設の予定地に隣接する土地の所有者及び設置区の同意書を得る場合には、当該設置計画書の提出を省略することができる。

(1) 廃棄物の受入れについて、明確な受入基準を定め、再生品の原材料以外の搬入は行わないこと。

(2) 再生品の品質等基準が明確であり、再生品の販売先が決定している等再生利用を行うことが確実な事業計画であること。

(3) 生活排水及び雨水以外の汚水を当該施設から公共用水域に排水しない施設であること。ただし、汚水を公共用水域に排水する場合は、施設の種類に応じ濁水処理設備又は排水処理施設が設置されていること。

(4) 粉じん、騒音及び振動に対して防止対策が講じられていること。

(5) 施設稼働の透明性の確保について、次に掲げる事項が定められた事業計画であること。

ア 設置区の代表者の当該処理施設への随時立ち入りの承認

イ 事業者等が実施した環境測定結果について年1回以上の関係地域の代表者への送付その他環境測定値の公開

(6) 設置計画書を提出する日から過去5年間に於いて、法第14条の3若しくは第14条の3の2（これらの規定を法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3、第19条の3、第19条の5、第19条の6又は第19条の8の規定による行政処分を受けていないこと。

(7) 第27条第1項の規定により準用される場合で、既設処理施設の設置に係る処理施設周辺に居住する住民との間で締結した生活環境保全に関する協定があるときは、計画の内容が当該

協定の規定に抵触していないこと。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の設置計画書の提出について準用する。この場合において、第14条第2項中「前項の規定による協議を」とあるのは「再生利用の促進に係る施設を設置」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定により設置計画書の提出があったときは、関係市町の長及び設置区の代表者に対し、設置計画書の写しを送付するものとする。

4 第16条及び前条の規定は、第1項の設置計画書を提出した事業者等について準用する。この場合において、同条第1項中「第15条第4項の規定による通知を受けた」とあるのは「第18条第1項の規定により設置計画書を提出した」と、「関係地域」とあるのは「設置区」と、第17条第2項から第4項までの規定中「関係地域」とあるのは「設置区」と読み替えるものとする。

(事前審査願の提出)

第19条 事業者等は、法第15条第1項の許可の申請をしようとするときは、あらかじめ処理施設の種類ごとに市長に協議し、第24条の規定による通知を受けなければならない。この場合において、第14条第1項の規定による協議が必要な事業者等及び前条第1項の規定による設置計画書の提出が必要な事業者等は、説明会の開催の日の翌日から起算して2週間を経過した日後に協議するものとする。

2 事業者等は、前項の規定による協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理施設設置等事前審査願（様式第3号。以下「事前審査願」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 処理施設の予定地の地番
- (3) 処理施設の種類
- (4) 処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 処理施設の処理能力（最終処分場にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 処理施設の維持管理に関する計画
- (8) 最終処分場にあつては、災害防止のための計画及び埋立処分の計画
- (9) 中間処理施設にあつては、処理後の産業廃棄物の処分方法
- (10) 処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

3 事前審査願には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、当該事前審査願に記載した前項第2号から第7号まで（最終処分場にあつては、同項第5号を除く。）に掲げる事項が、過去になされた法第15条第1項の許可に係る当該事項と同一である場合は、第1号及び第8号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- (2) 処理施設の予定地の位置図及び地図の写し並びに当該予定地周辺の土地利用の現況図及び法令による規制区域を示す図面
- (3) 処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (4) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (5) 最終処分場以外の処理施設にあつては、処理工程図
- (6) 処理施設の予定地及び当該予定地に隣接する土地の登記事項証明書

- (7) 処理施設の予定地の使用権原を有することを明らかにする書類
- (8) 処理施設の予定地に隣接する土地の所有者及び設置区の同意書（再生利用の促進に係る施設にあっては、前条第1項ただし書きに該当する場合に限る。）
- (9) 焼却施設等又は再生利用の促進に係る施設にあっては、説明会の内容を記載した書類及び意見書の提出があった場合には、その写し
- (10) 法第21条第1項の技術管理者の資格に係る書類
- (11) その他市長が必要と認める書類及び図面
（事前審査願の審査）

第20条 市長は、事前審査願の提出があったときは、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 処理施設の設置に関する計画の内容が、法、政令、規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府令・厚生省令第1号）に規定する基準並びに立地基準及び構造基準に適合していること。
- (2) 処理施設の維持管理に関する計画の内容が維持管理基準に適合していること。
（意見の聴取）

第21条 前条の場合において、市長は、関係市町の長その他関係機関の長（以下「関係市町長等」という。）に事前審査願の写しを送付し、関係市町長等から生活環境の保全上必要な意見を聴取するものとする。

2 前条の場合において、焼却施設等の設置にあっては生活環境の保全に関し規則第12条の3に規定する事項について専門的知識を有する者の意見を聴くものとし、焼却施設等以外の処理施設の設置にあっては必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
（意見書に対応する措置）

第22条 市長は、意見書が提出された場合において、意見書の内容に対応するための措置が必要であると認めるときは、事業者等に対し、その旨を指示するものとする。

2 事業者等は、前項の規定による指示を受けたときは、意見書の内容に対応して執った措置の内容を関係地域の住民及び関係市町の長に周知しなければならない。
（協定の締結）

第23条 事業者等は、関係市町長等、関係地域の自治会の代表者又は住民の総意を代表する者として市長が認める者から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応じなければならない。

2 事業者等は、前項の協定を締結したときは、速やかに、その内容を市長に届け出なければならない。
（事前審査の終了）

第24条 市長は、事前審査願の内容が第20条各号に掲げる事項に照らし支障がないと認めるときは、第19条第1項の規定による協議をした事業者等及び関係市町長等に対し、その旨を書面により通知するものとする。
（事前審査願の内容の変更）

第25条 事業者等は、第19条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。ただし、その変更が法第15条の2の6第1項ただし書に規定する軽微な変更該当するときは、この限りでない。

2 事業者等は、前項の規定による協議をしようとするときは、変更しようとする事項に係る書類及び図面並びに第19条第3項第8号の同意書を添付した産業廃棄物処理施設設置等事

前審査変更願（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。この場合において、事業者等は、市長が認めるときは、同号の同意書の添付を省略することができる。

3 第17条、第19条第1項後段及び第20条から前条までの規定は、第1項の規定による協議について準用する。

4 事業者等は、第1項ただし書に該当する場合又は第19条第2項第1号若しくは第8号から第10号までに掲げる事項を変更した場合には、速やかに、その変更の内容を市長に届け出なければならない。

（事前審査結果の有効期限）

第26条 事業者等は、第24条の規定による通知を受けた日から2年を経過した日以後において、法第15条第1項の許可の申請をしようとするときは、改めて第19条第1項の規定による協議をしなければならない。

（処理施設の変更の許可の申請についての準用）

第27条 事業者等が法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可の申請をする場合には、焼却施設等にあつては第14条第2項及び第3項、第15条第1項、第16条、第17条並びに第19条から前条までの規定を、再生利用の促進に係る施設にあつては第18条から前条までの規定を、焼却施設等及び再生利用の促進に係る施設以外の処理施設にあつては第19条から前条までの規定を準用する。この場合において、第14条第2項中「前項の規定による協議」とあるのは「法第15条の2の6第1項の許可の申請」と、第17条第1項中「第15条第4項の規定による通知を受けた」とあるのは「第14条第2項の規定により設置計画書を提出した」と、第18条第1項中「設置しよう」とあるのは「変更しよう」と、第19条第1項中「第15条第1項」とあるのは「第15条の2の6第1項」と、前条中「第15条第1項」とあるのは「第15条の2の6第1項」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、市長が認めるときは、これらの規定による手続の一部の実施又は第19条第3項各号に掲げる書類及び図面の一部の添付を省略することができる。

3 第1項の規定により焼却施設等の変更の許可の申請を行う場合において、当該焼却施設等の設置時において第15条第4項に規定する関係地域が設定されていないものについては、当該焼却施設等の設置区を関係地域とみなす。

（技術管理者の変更の報告）

第28条 法第15条第1項の許可を受けた者は、法第21条第1項の技術管理者を変更したときは、速やかに廃棄物処理施設技術管理者変更報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

第5章 福井市廃棄物処理施設設置検討委員会

（福井市廃棄物処理施設設置検討委員会の設置）

第29条 市長の要請に応じ、次に掲げる事項について検討させるため、本市に福井市廃棄物処理施設設置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 第14条第2項（第27条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により提出のあった設置計画書に基づく廃棄物処理施設の立地場所及び関係地域の設定に関すること。

(2) 第19条第2項（第27条及び第36条において準用する場合を含む。）の規定により提出のあった事前審査願に基づく廃棄物処理施設の構造及び維持管理の計画に関すること。

(3) 法第8条第2項、第9条第1項、第15条第2項又は第15条の2の6第1項の規定により提出のあった設置（変更）許可申請書に基づく廃棄物処理施設の周辺地域の生活環境保全に

関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、豪雨、地震等の災害により、設置（変更）許可時の計画を変更して実施する周辺環境の保全のための応急的措置等の検討が必要と認められる事項（組織等）

第30条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤工学に関する知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第31条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第32条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は、検討事項に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第6章 雑則

（事故時の対応）

第33条 処理施設を設置した事業者等は、当該処理施設について故障、破損その他の事故が発生し、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるときは、直ちに当該事故について応急の措置を執るとともに、速やかに、当該事故の状況及び執った措置の概要を、市長に報告しなければならない。ただし、法第21条の2第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する場合において、事業者等が応急の措置を執っていないと認めるときは、当該事業者等に対し、当該措置を執るべき旨を指示することができる。

（勧告及び公表）

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者等に対し、必要な措置を執るべき旨を勧告することができる。

(1) 第7条第1項本文若しくは第4項本文の規定による協議をせず、又は第9条第1項の規定による通知を受けないで搬入をした県外排出事業者

(2) 第15条第4項の規定による通知を受けないで第19条第1項の規定による協議をした事業者等

(3) 立地基準、構造基準又は維持管理基準を遵守していない事業者等

(4) 第24条（第25条第3項及び第27条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けないで法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請をした事業者等

(5) 偽り又は不正の手段により第9条第1項、第15条第4項又は第24条（第25条第3項及び第27条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた事業者等

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

（書類の提出部数）

第 3 5 条 事業者等がこの要綱の規定により市長に提出する書類及び図面の部数は、2 部とする。

(一般廃棄物処理施設への準用)

第 3 6 条 第 1 2 条から前条までの規定（搬入に関する部分を除く。）は、法第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設について準用する。

(その他)

第 3 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（平成 8 年 6 月 2 1 日福井県告示第 5 0 4 号）の規定に基づきなされた処分、手続、申請その他の行為で、この要綱の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。